

大手電話会社を名乗り転用番号を取得させる勧誘に注意！

「インターネット料金が安くなる」と電話で勧誘を受け、契約後トラブルになったという相談が多発、2022年7月から消費者保護ルールが施行、契約のルールが変わりました。

事例

2日前、大手電話会社を語る者から「大手電話会社の回線関連会社です。基本料金が今より安く、スピードも速くなります、変更しませんか。」と勧誘を受け、話を聞いてしまった。大手電話会社のフリーダイヤルに連絡し、取得した転用番号を事業者伝えてしまった。転用番号を伝えた後に「私は株式会社〇〇の者です。」と名乗った。「契約変更は、書類を見て決めたい。」と伝えたいが心配になった。大手電話会社ではない事業者と話をしたと思い、翌日、昨日の話を白紙に戻してくれと回線会社に電話した。担当から連絡するといわれたが、まだ連絡がない。(60代 男性)

光回線 転用番号



アドバイス

- 事業者は会社名や勧誘目的であることを明らかにし、消費者が勧誘は不要だと断った場合は執拗な勧誘はできません。
- 「契約書面の交付義務」では、電話勧誘の場合、書類を消費者に事前に送付し、消費者と事業者が同じ書類を見ながら説明することになりました。
- 「不実告知の禁止」では、虚偽の説明がなされたり説明がよく分からなければ、その場で返答する必要はありません、家族や周囲の人に相談しましょう。
- 「取得した転用番号を教えて」と言われていますが、転用番号は伝えた事業者に契約変更するという意思表示にもなります。理解してない手続き変更は慎重に。
- 困ったときは早めに名寄市消費生活センターにご相談下さい。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

